

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	水落 敏栄 (自民)	橋本 聖子 (自民)	森本 真治 (民主)
理事	石井 浩郎 (自民)	藤井 基之 (自民)	秋野 公造 (公明)
理事	二之湯 武史 (自民)	堀内 恒夫 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	神本 美恵子 (民主)	丸山 和也 (自民)	柴田 巧 (維新)
理事	松沢 成文 (みん)	斎藤 嘉隆 (民主)	田村 智子 (共産)
	赤池 誠章 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	アントニオ猪木 (次代)
	衛藤 晟一 (自民)	西村 まさみ (民主)	(26.10.14 現在)

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類19件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案及び原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、両法律案を一括して議題とし、我が国が条約を締結する意義、原賠法の抜本的な見直しに向けた政府の検討状況、我が国のエネルギー政策の在り方等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

10月16日、グローバル社会に対応すべく自己主張や他者と競争する能力を育む教育の必要性、教員の負担軽減に向けた体制整備の必要性、国立霞ヶ丘競技場改築の見通しと平成31年のラグビーワール

ドカップ大会に間に合わせる必要性、新高等学校等就学支援金制度施行後の各都道府県の経済的支援の実施状況、総合型地域スポーツクラブの育成状況の地域差解消等への取組、中学校における武道必修化の成果と課題、保護者の所得や学歴など家庭の社会経済的背景と児童生徒の学力との関係、火山の監視・観測体制強化に向けた文部科学省の取組、東京オリンピックのゴルフ競技会場を見直す必要性、東北地方における医学部新設に係る選定過程の不透明性等について質疑を行った。

10月23日、スポーツに関する実情調査のため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（国立スポーツ科学センター、味の素ナショナルトレーニングセンター）を視察した。

10月28日、火山の観測・研究に係る人材育成の重要性、教職員の多忙化解消に向けた文部科学省の取組、子供の貧困対策に向けた文部科学大臣の決意、高等学校における日本史必修化及び新科目「近現代史」創設の必要性、日本人学校等の海外子女教育の現状、学校施設のアスベスト使用に関する調査の方法を見直す必要性、官民イノベーションプログラムを

適正に運用するための制度の在り方、教職員の健康診断において改善された胃がんの検査方法、地方大学による地域活性化のための取組の重要性等について質疑を行った。

11月11日、道徳教育の教科化に伴う諸課題に関する文部科学大臣の見解、全国学力・学習状況調査の実施方法を見直す必要性、学校の津波対策に関するハード・ソフト両面にわたる地域差是正と財政支援の必要性、東京オリンピック・パラリ

ンピックに向けた受動喫煙防止法令の制定に関する文部科学大臣の見解、自然災害による被害軽減のための調査研究の必要性、子供の貧困対策としての学校給食の重要性、東北地方における医学部新設に係る選定過程の問題点等について質疑を行った。

11月18日、教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日米教育比較に見る自己主張できる能力の必要性に関する件、学校現場における教員の負担軽減に向けた取組に関する件、国立霞ヶ丘競技場の改築計画に関する件、新たな高等学校等就学支援金制度の問題点に関する件、総合型地域スポーツクラブの支援の在り方に関する件、中学校における武道必修化の成果と課題に関する件、貧困の連鎖を防ぐためのスクールソーシャルワーカー及び教育支援の重要性に関する件、防災のための火山研究の充実強化に関する件、東京オリンピック競技大会におけるゴルフ競技場選定の在り方に関する件、東北地方における医学部新設問題に関する件等について下村国務大臣、藤井文部科学副大臣、丹羽文部科学副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

丸山和也君(自民)、二之湯武史君(自民)、西村まさみ君(民主)、齋藤嘉隆君(民主)、新妻秀規君(公明)、秋野公造君(公明)、

田村智子君(共産)、柴田巧君(維新)、松沢成文君(みん)、中野正志君(次代)

○平成26年10月28日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 火山研究に係る人材育成の重要性に関する件、教員の多忙化解消に向けた取組に関する件、子供の貧困対策における学校の位置付けに関する件、高等学校における日本史必修化及び近現代史創設の必要性に関する件、海外日本人学校等に対する支援の現状に関する件、学校施設における石綿使用状況調査の問題点に関する件、官民イノベーションプログラムをめぐる諸問題に関する件、教職員に係る健診方法の見直しに関する件、地方大学による地域活性化のための取組に関する件等について下村文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣、竹谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

神本美恵子君(民主)、那谷屋正義君(民主)、森本真治君(民主)、松沢成文君(みん)、アントニオ猪木君(次代)、田村智子君(共産)、柴田巧君(維新)、秋野公造君(公明)、新妻秀規君(公明)

○平成26年11月11日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 道徳教育の教科化に伴う諸課題に関する件、

全国学力・学習状況調査の実施方法を再検討する必要性に関する件、学校の津波対策における地域差は正の方策に関する件、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた受動喫煙防止に係る法的整備に関する件、自然災害による被害軽減のための調査研究の必要性に関する件、子供の貧困対策としての学校給食の重要性に関する件、東北地方における医学部新設問題に関する件等について下村国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

榛葉賀津也君（民主）、斎藤嘉隆君（民主）、新妻秀規君（公明）、松沢成文君（みん）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、中野正志君（次代）

○平成26年11月18日（火）（第5回）

- 教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議を行った。
- 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

以上両案について下村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月20日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）
- 以上両案について下村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、新妻秀規君（公明）、アントニオ猪木君（次代）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、公明、次代

反対会派 なし

欠席会派 民主、みん、維新、共産

（閣法第28号）

賛成会派 自民、公明、次代

反対会派 なし

欠席会派 民主、みん、維新、共産

（3）委員会決議

—教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議—

公立小学校1年生の学級編制の標準については、平成23年に改正された義務標準法において、40人から35人に引き下げられたものであり、同法の附則第2項においては、政府は公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校2年生以上の学級編制の標準も順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

また、本委員会では、全会一致で可決された同法案に対して、政府及び関係者は、同法の施行に当たって、「必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努める」とともに、「義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること」等を内容とする附帯決議を付した。

しかるに、去る10月27日に、財政制度等審議会財政制度分科会において、公立小学校1年生の学

級編制の標準の40人への引上げ、加配定数の合理化、教員給与の縮減等について提案されたところであり、これは、平成23年の改正法及び同法案に対する本委員会の全会一致による附帯決議を真つ向から否定するものであり、到底容認できない。

近年、いじめや不登校への対応など教員の職務はますます複雑困難化し、教員自身が担う責務も増大しており、本年6月に公表されたOECD国際教員指導環境調査（TALIS）においても、我が国の教員の勤務時間は調査参加国中最長となっている。このような状況を改善し、教員が子供にじっくりと向き合い、行き届いた授業ができるようにすることこそが喫緊の課題である。

加えて、本年8月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとされている。

これらを踏まえ、政府は、これからの時代に応じた新しい教育を実現するため、長期的な我が国の在り方を見通す広い視野を持ち、義務教育環境の整備に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一、子供たちの創造性や考える力を培う授業への転換を図り、地方の自主性を尊重しつつ、少人数学級及び少人数教育等を着実に推進するため、義務標準法の改正により小学校2年生以上の学級編制の標準も順次35人に引き下げるなど、教職員定数を計画的に改善すること。
- 二、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
- 三、子供たちの教育の機会均等を図るとともに多様な学びを充実させるため、教員に加えスクールソーシャルワーカー等多様な専門性を持つ人材の学校への配置を促進すること。
- 四、人材確保法を遵守し、意欲のある優れた教員を確保するため、その士気を高め、努力に報いる処遇を保障すること。

右決議する。